

支援金詳細

刈谷市障害者雇用推進企業支援事業補助金

障害者の雇用の場を確保し、一般就労への移行促進を図ることを目的とし、障害福祉サービス事業所である就労移行支援、就労継続支援A型及び就労継続支援B型を利用した障害者を雇用した事業者に対して補助金を交付します。

地域	愛知県刈谷市
支援の種類	助成型（ 2 ）
利用目的	人材育成・雇用
対象	市内に主たる事務所又は事業所を有する企業で、指定要件のいずれにも該当するもの
公募期間	～
上限金額・助成金	<ul style="list-style-type: none">・当該障害者の1週間の所定労働時間が30時間以上：6か月あたり5万円・当該障害者の1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満：6か月あたり2万5000円
給付要件	雇用した際に補助対象となる障害者の要件：当該雇用開始の日以前6か月の間に就労移行支援、就労継続支援A型及び就労継続支援B型を利用していたもの
その他	
問合せ先	刈谷市役所 福祉総務課 電話：0566-62-1208
URL	https://www.city.kariya.lg.jp/sangyo/yushi/1006257.html